

受付方法	水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。 (1) 合同事務所の窓口における受付(所在地:秋田市土崎港西一丁目7番28号) (2) 電話による受付 (電話番号:018-845-3178) (3) ファクシミリによる受付(FAX番号:018-845-7661)
受付事項	水先の求めの受付に当たっては、次のすべての事項について、利用者から情報を得るものとする。 (1) 船名、総トン数、全長、喫水、多重甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類 (2) 船舶所有者(水先法第3条)の氏名又は名称及び住所 (3) 水先区間及び水先開始予定時間 (4) 輸出免税等(消費税法)該当の有無及び検疫の要否 (5) その他利用者から得た特別な事項
当直表	会員の休息時間及び休日確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとする。
受付条件	水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げる事項のほか、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないことを条件とするものとする。 1. 水先人の選任について利用者からの要請がない場合 (1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の3時間前までに申し込みされたものであること。 (2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。

2. 水先人の選任について利用者から要請がある場合

(1) 次のすべての要件を満たすものであること。

イ 当該水先人が当該要請を応諾すること。

ロ 当該要請が水先開始予定時刻の72時間から48時間前までに申込みされたものであること。(ただし、48時間前を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認できた場合はこの限りではない。)

ハ 当該要請に係る水先の時間が、他の要請に係る水先の時間と重複していないこと。この場合の水先の時間とは、水先業務時間だけでなく、移動時間(1時間)及び休息时间(2時間)を含めるものとする。

ニ 以下の条件に該当することにより当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこと。

- ・ 水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶について、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになること

(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務経験年数等に応じた業務制限に適合したものであること。

会員への
連絡

本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。

- (1) 水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合には、当直表に従って、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して、遅滞なく、会員に連絡するものとする。
- (3) 前二号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、電子メールその他確実な手段により行うものとする。

水先業務経験年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲（一級水先人）
1年未満	3万総トン未満の船舶(1万総トン以上の危険物積載船を除く。)
3年未満	すべての船舶(3万総トン以上の危険物積載船及び5万総トン以上の客船を除く。)
5年未満	すべての船舶(5万総トン以上の危険物積載船を除く。)

水先業務経験年数	就業範囲（二級水先人）
1年未満	2万総トン未満の船舶(5千総トン以上の危険物積載船を除く。)
3年未満	5万総トン未満の船舶(1万総トン以上の危険物積載船及び3万総トン以上の客船を除く。)
5年未満	5万総トン未満の船舶(2万総トン以上の危険物積載船及び5万総トン以上の客船を除く。)
5年以後	5万総トン未満の船舶(2万総トン以上の危険物積載船を除く)

秋田船川港水先引き受け基準

(安全運航基準) 秋田船川水先区水先人会

(Revised July 2008)

秋田船川港入出港船の水先引き受けは嚮導船舶の安全運航を期するため次の基準によるものとする。

- ① 引き受け時間 : 常時可能
- ② 本船喫水制限 : 入出港水路及び着離棧側傍水深において、喫水の10%以上を確保している事。
- ③ 風速 : 北防波堤灯台の風速計(秋田海上保安部管轄)に於いて平均風速が15m/sec以下とする。
- ④ 港外波高 : 1.5m以下 (水先人乗船位置)
- ⑤ 視界 : 1000m以上
但し、原則として上記基準によるものとするが、着離棧時の気象、海象の条件を勘案し、水先人、船舶代理店、及び本船船長と検討の上決定する。
- ⑥ その他 : 水先約款第6条「水先の制限」の項目に違反していないこと。

(チップ専用船水先引き受け基準)

- ① 引き受け時間 : 入港時 原則として日没1時間前
出港時 常時可能
- ② 本船喫水制限 : 入出港水路及び専用ドルフィン側傍の海図上水深を勘案して着離棧に際し、港外に於ける最大喫水は10mとする。
但し、港長への事前通報により10m10cmまでは入港可能である。又、潮汐により潮高がマイナス水位になる場合の入港可能喫水は潮高を勘案し潮待、或いは入出港時の潮位に対応する喫水に減ずる事がある。
- ③ 最大DWT : 着棧時、チップ船専用棧橋の許容強度51,500トンに対応し最大DWTは51,500トンとする。
- ④ 許容船長(LOA): 210m
- ⑤ 気象、海象の条件 : 前記、秋田船川港水先引き受け基準による。
- ⑥ その他 : チップ船専用棧橋にLOA 200m以上のチップ船の着棧時には操船の安全を確保するため向浜-10m1号岸壁には他船を接岸させない事を原則とする。